

2福監第84-3号  
令和3年3月18日

請求人様

福津市監査委員 灘谷 和徳  
福津市監査委員 榎本 博

## 監査結果報告書

(郷づくり推進事業交付金について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

### 2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和3年1月17日である。

### 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び請求事項は次のとおりである。なお、文中の「後援要綱」とあるものは「後援要領（福津市後援取扱い要領）」が正しいが、原文に準じて記載した。

#### （1）主張事実（要旨）

福津市長（まちづくり推進室）は、令和2年5月19日福間地域郷づくり推進協議会の平成31年度（令和元年度）郷づくり推進事業交付金を、交付額24,151,700円、返還金0円で交付確定しているが、海岸松林ウォーク実行委員会への支出433,507円は福津市後援取扱い要綱（後援要綱）、郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）に違反する不当な支出である。また、交付確定事務も監査委員の決定に違反している。（別会計で処理しなければならない）

後援要綱では、福津市名義の使用のみで、金品の援助はしないこととなっているが、交付金からの支出（事業の費用433,507円のうち、協賛金221,000円を除いた212,507円）があっている。

また、まちづくり推進室は本件ウォーク事業は交付要綱に定める交流事業であると説明するが、交付要綱は特定の市民を対象とした事業を除外事業としている。本件ウォーク事業は後援要綱の対象事業であるため、交付要綱に交流事業には該当しない。（市の名義後援を受ける事業には郷づくり推進事業交付金を支出してはならないということである）

以上により本件ウォーク事業は不当な支出であり返還すべきであるが、これは津屋崎地域郷づくりのよっちゃん祭と同じく地域の活性化観光事業である。よっちゃん祭は財政援助として処理し、交付確定も事業収支報告書により実行委員会の交付確定で全く問題ないとの監査結果であり、本件も同様に財政援助として支出すべきである。

#### （2）請求事項（要旨）

市長に対し令和2年度から会則にウォーク実行委員会を構成団体に登録し、交付金は財政援助として支出するよう勧告することを求める。なお、勧告に従わないときは、協賛金分を差し引き返還するよう勧告することを求める。

#### 4 事実を証明する書面

- ・ 福津市後援決定通知書（海岸松林ウォーク収支決算書・ちらし添付）
- ・ 福津市後援取扱要綱
- ・ 福間地域郷づくり推進協議会平成31年度（令和元年度）収支決算書

#### 5 請求の要件審査及び受理

令和3年1月22日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- ・ 郷づくり支援課の交付金確定事務は適切に行われていたか？

また、本件監査における主な着眼点は以下の通りである。

- ・ 市による後援と交付金には関連性があるか？
- ・ 海岸松林ウォークは交付要綱の対象事業に該当するか？
- ・ 市が交付金の返還を求める必要があるか？

### 2 監査対象部署

まちづくり推進室

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

### 4 関係人調査

令和3年1月4日2福監第59号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ①請求の趣旨に対する弁明書
- ②弁明書の裏付けとなる資料

上記の弁明書は令和3年2月5日に提出され、添付資料として以下の書類（写し）が提出された。

- ・ 福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱
- ・ 福津市後援取扱い要綱
- ・ 第6回「海岸松林ウォーク in ふくま・宮司・津屋崎」全体行程表（案）
- ・ 第6回海岸松林ウォークちらし
- ・ ふくま郷づくりの会ニュース（広報誌）9月号

弁明書の内容は以下の通りである。

①弁明の趣旨

請求人が指摘する福間地域郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の平成31年度（令和元年度）郷づくり推進事業交付金の交付額確定は、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に即しており、不当な点はない。

また、海岸松林ウォークは福津市後援取扱い要領（以下「後援要領」という。）に反しない。

②海岸松林ウォーク事業について

この事業は協議会の主催事業である。

したがって、事業の実行委員会は協議会内部のメンバーで構成されており、交付要綱第4条第1項の会則で定める協議会から財政的援助を受けた構成団体ではないため、交付要綱第4条第2項の事業内容と収支の協議会への報告は不要である。

③福津市後援取扱い要領第4条の除外事業に該当するか否かについて

海岸松林ウォーク事業の参加者は特定の市民に限定しておらず、ポスター、ちらし、郷づくり広報誌や郷づくりホームページ等を通じて広く参加を呼びかけ、宮司・津屋崎地域をはじめ市内外からも参加してもらっているため、後援要領第4条第3号（特定の市民を対象にしている事業）に該当しない。

なお、交付要綱第2条第1項第7号の交流事業は地域住民の交流に限っておらず、他地域や市外の方との交流を排除するものではない。

④後援要領と交付要綱との関係について

市から協議会への交付金は交付要綱に基づくものであり、後援要領に基づくものではない。

したがって、海岸松林ウォーク事業の後援内容は「名義のみ」であり、金品の受け取りはない。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### ① 郷づくり推進事業交付金（交付金）について

郷づくり推進協議会による地域自治活動を推進するため、「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）」に定める基礎事業及び自主事業に対して郷づくり推進協議会に一括交付される交付金である。各郷づくり推進協議会（協議会）はその事業内容と算定項目に照らし、各部会や各自治会に予算を配分することとなっている。この交付金は地域分権に対応する自治組織を育成し、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的としたものである。

交付金の交付に当たっては、協議会が市に交付申請を行い、市は内容を審査したうえで概算払いとして交付金を協議会に交付することとなっている。

交付を受けた協議会は年度終了後45日以内に市に対して実績報告を行い、市は実績報告の内容を審査したうえで交付金額を確定することとなっているが、本件監査にかかる交付金については、令和元年4月30日に実績報告が市に提出され、市はこれを受けて実績報告の審査を行い、令和元年5月19日に「平成31年度（令和元年度）郷づくり推進事業交付金額確定通知書」をもって協議会に交付金額の確定を通知した。この確定通知書において市が「協議会の事業が交付要綱に適合する」「交付した交付金に返還額はない」と判断したことが確認できる。

##### ② 海岸松林ウォークおよび実行委員会について

海岸松林ウォークは福間地域郷づくり推進協議会が主催するウォーキングイベントで、平成31年度（令和元年度）は第6回として令和元年11月24日（日）に行われた。担当課が提出した資料によると事業の目的は以下の2点となっている。

- (1) 「白砂青松」を取り戻し始めた福間・宮司・津屋崎海岸松林を、より多くの人たちに知って頂くこと。
- (2) 「白砂青松」を後世に残していく為に、海岸松林の保全活動により多くの人達の協力を呼びかけ、より多くの人達に参加して頂くこと。

また、担当課提出資料の全体行程表によると、協議会では事業実施にあたって実行委員会を組織しているが、これは福間地域郷づくり推進協議会の役員で構成されたものであり、協議会内部のプロジェクトチーム的性質を有するものである。

### ③市による後援について

請求人が資料として提出した「福津市後援決定通知書」によると、福間地域郷づくり推進協議会は令和元年8月6日に福津市に後援申請をしており、令和元年8月14日付で市が本件事業に対する後援を決定している。

また、決定通知書には後援の内容が名義後援のみであることが記されており、交付金を含め、その他の援助に関する記載はない。

## 2 請求人が主張する事実の検証

### ①「交付要綱は特定の市民を対象とした事業を除外事業としている。本件ウォーク事業は後援要綱の対象事業であるため、交付要綱に交流事業には該当しない。」との主張について

前述の通り、本件事業の目的は「海岸松林の存在をより多くの人を知り、その保全活動による多くの人に参加してもらうようにすること」となっており、地域住民に限らず数多くの参加を想定している。このことから、後援要領第4条第3号に規定する「特定の市民を対象としている事業」には該当しない。

また、交付要綱では交付金対象事業の一つとして「環境保全、文化、住民交流に関する事業」を掲げており、この「住民交流」については特に規定がないことから、地域内住民と地域外住民の交流を含むものと解される。

以上のことから、本件事業が交流事業にあたらぬという請求人の主張は採用できない。

### ②「市の名義後援を受ける事業には郷づくり推進事業交付金を支出してはならないということである」との主張について

協議会の収支決算書を見る限り、交付金の収入額は当初予算の通りであり、後援決定によって交付額が増加した形跡も見られない。(後援決定が令和元年8月であるため、後援によって交付金が増額となったのであれば、収入額が当初予算額を超えるか、予算額が修正になっているはずである)。

以上のことから、後援の決定は交付金に影響を及ぼしておらず、交付金は交付要綱に従って交付されたものであり、「市の後援決定」と「郷づくり推進事業交付金の交付」は、それぞれ別の要領・要綱に基づいて事務が行われたものであり、独立した手続きである。

以上のことから、請求人の主張は採用できない。

- ③「これは津屋崎地域郷づくりのよっちゃん祭と同じく地域の活性化観光事業である。よっちゃん祭は財政援助として処理し、交付確定も事業収支報告書により実行委員会の交付確定で全く問題ないとの監査結果であり、本件も同様に財政援助として支出すべきである。」との主張について

津屋崎地域で行われた「よっちゃん祭」の実行委員会については本件と同一の請求人から以前に行われた住民監査請求（令和元年5月15日付 31福監第6-1号、令和2年5月15日付 2福監第7-1号、令和3年2月12日付 2福監第73-1号）で確認しているが、よっちゃん祭実行委員会は地域住民有志を中心に構成されたものであり、協議会役員も委員の1人として参加している。一方、海岸松林ウォーク実行委員会は福間地域郷づくり推進協議会の役員のみで構成された協議会内部の組織であり、事実上、協議会内の役員の役割分担を示したものと言える。

このことから、よっちゃん祭実行委員会と海岸松林ウォーク実行委員会は性質の異なる組織であり、協議会の内部組織であることから交付要綱第4条に定める財政的援助には該当しない。

以上のことから、請求人の主張を採用することはできない。

### 3 監査委員の判断

以上の事実の検証により、本件監査における請求事項「市長に対し令和2年度から会則にウォーク実行委員会を構成団体に登録し、交付金は財政援助として支出するよう勧告することを求める。なお、勧告に従わないときは、協賛金分を差し引き返還するよう勧告することを求める。」については、請求事項にもとづく勧告の必要性はないものと判断し、本件請求を棄却する。